

議 第 3 号

日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
外 務 大 臣  
拉 致 問 題 担 当 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

北朝鮮による日本人拉致問題については、これまでに5人の拉致被害者が帰国を果たしたものの、北朝鮮側が一方的に特別調査委員会の解体を宣言して以降は、大きな進展が見られないまま、被害者及び家族の高齢化が進んでおり、その解決に向けては、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

政府は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題として位置付け、北朝鮮に対して再三にわたり解決を求めてきた中、昨年就任した石破首相は、同問題について「国家主権の侵害」であると強調し、長年実現していない日朝首脳会談の開催について意欲を示した。

拉致問題解決の重要性については、諸外国の理解も得ているところであり、今月の日米首脳会談でも改めて確認された。過去には、政府の要請によって、米国が北朝鮮との会談において拉致問題を取り上げたこともあり、事態の打開に向けては、関係諸国、国際機関等との協調もますます重要となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、被害者全員の一刻も早い帰国に向けて、あらゆる手段を講ずるとともに、国際社会との連携強化を図り、日本人拉致問題の早期解決を実現するよう強く要請する。